

災害発生時等における築上町内保育所(園)の臨時休園等に係るガイドライン

1 目的

町は、台風や集中豪雨等の災害発生時に、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合、児童と保育従事者の生命と安全を守るため、町内保育所(園)における臨時休園等の判断及び対応を定めたガイドラインを策定するもの。

2 対象

町内保育所(園)

3 臨時休園等の判断

町保育担当は、台風接近や集中豪雨等災害発生のおそれがある場合に、本ガイドラインに基づいて、町内保育所(園)における臨時休園・登園自粛要請等の判断を行う。

なお、保育所(園)として個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、現に危険が迫っている状況である時を除き、事前に町保育担当に連絡の上、対応を協議することとする。

4 臨時休園・登園自粛要請の判断の目安

次のいずれかに当てはまる場合、又は、今後当てはまる可能性が高いと判断した場合に、臨時休園又は登園自粛要請を行うことを基本とする。

(1) 臨時休園

町内で以下のいずれかの状況に該当し、災害発生又は災害発生の可能性が極めて高い場合は、臨時休園を行う場合がある。

- ① 気象庁から本町に特別警報が発令される。
- ② 警戒レベル4(避難指示・緊急安全確保)以上の避難情報が発令されている。
- ③ 災害発生により登園することに危険がある。
- ④ 災害発生により保育士の交通手段が遮断される等の事象が発生し、保育士の確保が長時間・広範囲にわたって困難である。
- ⑤ 災害発生により保護者の交通手段が遮断される等の事象が発生し、子どもの送迎が長時間・広範囲にわたって困難である。
- ⑥ 災害発生により保育所(園)に被害が生じ、人的被害の発生が予想される。

(2) 登園自粛要請

災害発生の可能性が比較的高い場合や保育所(園)運営を行うにあたって十分な態勢を確保できないことが予想される場合は、保護者に登園自粛要請を行う場合がある。

- ① 警戒レベル3(高齢者等避難)以上の避難情報が発令されている。
- ② 災害発生又は災害発生を想定した交通手段の遮断により、保育士の確保が一時的・一部範囲で困難である。
- ③ 災害発生又は災害発生を想定した交通手段の遮断により、保護者による送迎が一時的・一

部範囲で困難である。

- ④ 災害発生の可能性が高く、保育所(園)に被害が生じ、人的被害が予想される。

5 状況別による対応

	登園前	登園後
臨時休園	保護者に登園を見合わせてもらう。	保護者に速やかに子どものお迎えを依頼する。 ただし、子どものお迎えに危険が生じている場合は、安全な状況になってから、お迎えに来てもらう。
登園自粛要請	保護者に極力、登園を見合わせてもらう。	保護者にできるだけ早めにお迎えに来てもらう。

6 臨時休園等に伴う対応

- (1) 臨時休園等を行う際の周知方法

保育所(園)は、臨時休園等を行う場合、電話・メール等保護者に確実に伝わる手段を用いて連絡を行うこととする。

- (2) 臨時休園実施中の緊急時の体制

保育所(園)は、臨時休園等実施中においても、緊急事態に対応できるよう体制を確保する。

7 代替保育について

臨時休園を行った場合は、在宅保育を原則とする。

ただし、止むを得ず保育を受けなくてはならない子どもへの保育の提供については、臨時休園を行った保育所(園)において、現に災害が発生していない状況もしくは、災害発生の可能性が低い場合に当該保育所(園)にて行う。

また、臨時休園を行った施設において、現に災害が発生している状況もしくは、災害発生の可能性が高い場合において、他の保育所(園)等において受け入れを行うが、他の施設における災害の状況等により受け入れが困難となる場合がある。